

松阪市美術展覧会目録広告取扱要綱

平成 30 年 5 月 28 日

松阪市告示第 210 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則（平成 19 年松阪市規則第 1 号。以下「規則」という。）第 6 条の規定に基づき、松阪市が用いる美術展覧会目録の広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 目録 松阪市美術展覧会の目録のことをいう。
- (2) 広告 目録に掲載する民間企業等の広告のことをいう。
- (3) 広告掲載希望者 目録に広告掲載を希望する民間企業等のことをいう。

(広告の規格、掲載位置等)

第 3 条 広告の規格及び掲載位置その他必要な事項は、別に定める。

(使用期間)

第 4 条 目録の使用期間は、当該年度における美術展覧会会期中とする。

(広告掲載の申込み)

第 5 条 広告掲載希望者は、松阪市美術展覧会目録広告掲載申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、指定する期間内に申し込みしなければならない。

- (1) 広告のデザイン又は当該形状及び内容を明らかにする書類
- (2) 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類
- (3) 松阪市美術展覧会目録広告掲載に係る申立書（様式第 2 号）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第 6 条 市長は、規則第 4 条の規定により、広告掲載希望者の申込内容について審査を行い、適格と認める広告掲載希望者の広告掲載を決定するものとする。ただし、審査の結果、適格と判断する広告掲載希望者が広告掲載予定枠数を超える場合は、抽選により広告掲載を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査結果により広告掲載の決定をする場合は、適格と認める広告掲載希望者へ松阪市美術展覧会目録広告掲載決定通知書（様式第 3 号）を、不適格と認める広告掲載希望者へ松阪市美術展覧会目録広告不掲載決定通知書（様式第 4 号）を審査日から起算して 14 日以内に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により抽選を行う場合は、市長が指定する期日及び場所で抽選会を開催するものとし、同 1 項の審査の結果、適格と認める広告掲載希望者へ松阪市美

術展覧会目録広告掲載抽選会開催通知書（様式第5号）を審査日から起算して14日以内に通知するものとする。

4 市長は、抽選により広告掲載の決定をしたときは、抽選会に参加した広告掲載希望者に対し松阪市美術展覧会目録広告掲載決定通知書（様式第3号）又は松阪市美術展覧会目録広告不掲載決定通知書（様式第4号）を送付し、抽選結果を速やかに通知するものとする。

5 市長は、広告掲載の決定をしたときは、その内容について松阪市のホームページ等で公表するものとする。

（広告掲載内容の承諾）

第7条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容、条件等を記載した承諾書（様式第6号）を市長に提出する。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、別に定める。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括納付するものとする。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第10条 広告の内容、デザイン等については、松阪市の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、市長が審査を行うとともに、市長は広告主と必ず協議するものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、広告主が次に掲げる事項に該当するときは、当該広告主への催告その他何らかの手段を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 広告主、広告の内容等が、各種法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の協議によっても解消できないとき。

(4) その他広告掲載が適切でないと市長が認めるとき。

（広告掲載料の返還）

第12条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

松阪市美術展覧会目録広告掲載申込書

（宛先）松阪市長

松阪市美術展覧会目録への広告掲載を以下のとおり申し込みします。

広 告 掲 載 希 望 者	住所又は所在地		
	ふりがな 氏名又は名称		
	ふりがな 代表者役職名・氏名		
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Email	
業種・事業内容			
広告の内容		別データ又は別紙のとおり	
条件	松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則及び松阪市美術展覧会目録広告取扱要綱の規定を遵守し、申込み及び実施に当たっては松阪市の指示に従います。		

松阪市美術展覧会目録広告掲載に係る申立書

（宛先）松阪市長

申請者 住所又は所在地

法人等の名称

代表者職氏名

松阪市美術展覧会目録への広告掲載申込みに当たり、事業者として、次の事項について相違がないことを申し立てます。

記

- ・法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行っていません。
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生及び更生手続中の事業者ではありません。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っていません。
- ・行政機関からの行政指導を受けていません。
- ・市税に滞納はありません。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

松阪市長 印

松阪市美術展覧会目録広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました松阪市美術展覧会目録への広告掲載について、掲載することと決定しましたので、次のとおり手続をお願いします。

1 内容の確認及び承諾書の送付

別紙様式第6号（承諾書）の条件で広告を掲載します。記載内容についてご承諾いただければ、会社印及び代表印等を押印し、収入印紙を貼付の上、事務担当までご提出ください。

※ 当承諾書をもって契約書の代わりといたしますので、ご提出いただく前に必ず「写し」を取っておいてください。

2 広告掲載料の納付

承諾書に記載された広告掲載料については、同封の納入通知書により、指定の場所で、指定の期日までにご納付ください。

3 広告原稿の提出

広告原稿は、承諾書に掲載された期日までに、提出してください。

なお、広告原稿の修正をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

4 その他

その他お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（事務担当）産業文化部文化課

担当：

TEL : 0598-53-4397

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

松阪市長

松阪市美術展覧会目録広告不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました松阪市美術展覧会目録への広告掲載について、
掲載できないこととなりましたので、お知らせします。

掲載できない理由

※ 広告掲載に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

（事務担当）産業文化部文化課

担当：

TEL：0598-53-4397

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

松阪市長

松阪市美術展覧会目録広告掲載抽選会開催通知書

年 月 日付けで申込みのありました松阪市美術展覧会目録への広告の掲載につきまして、松阪市美術展覧会目録広告取扱要綱第6条第1項に規定する審査の結果、適格と認めます。

なお、広告の掲載につきましては、適格者多数のため、同要綱第6条第1項及び第3項の規定により、下記のとおり広告掲載抽選会を開催し、抽選の上決定いたしますので通知します。

記

1. と き 年 月 日（ ） 午前・午後 :

2. ところ

※ 広告掲載に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

（事務担当）産業文化部文化課

担当 :

TEL : 0598-53-4397

様式第 6 号（第 7 条関係）

印 紙
200円

承 諾 書

年 月 日

（宛先）松阪市長

住所又は所在地

氏名又は名称

松阪市美術展覧会目録への広告掲載に当たり、以下の内容について承諾します。

広告原稿の提出方法	データ入稿（ファイル名：.png または.jpg）
広告の掲載場所	松阪市美術展覧会目録裏表紙の裏面
広告原稿の規格	（縦）6.0cm × （横）9.0cm 色数1色
広告の使用期間	松阪市美術展覧会会期中 第1部 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで 第2部 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
発行部数	3,000部（第1部、第2部それぞれ1,500部ずつ発行）
広告原稿の提出期限	年 月 日（ ）
広告掲載料	1枠 10,000円（税込み）
広告掲載料納入期限	年 月 日（ ）
その他	1 広告の内容については、松阪市の指示に従います。 2 松阪市美術展覧会目録広告掲載取扱要綱及び仕様書を了承の上、履行します。